

## 令和4年11月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後3時00分～午後4時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 11人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	瀬島 吉明
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第82号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第83号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第71号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第72号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

報告第73号 農家台帳登載申請受理の件(報告)

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明  
主 幹 江田 直也 主 事 清水 大輝 主事補 館内 敢

## 6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に松本薫委員、抜井俊委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の館内主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案第80号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第81号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり

議案第82号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり

議案第83号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり

報告第71号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）、別紙のとおり

報告第72号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件（報告）、別紙のとおり

報告第73号、1、農家台帳登載申請受理の件（報告）、別紙のとおり

令和4年11月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長	議案第80号番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>事務局より説明いたします。  1ページをご覧ください。  番号1につきましては、  所在が〇〇〇〇の1筆となります。  所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  面積は2,073㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  権利の始期と終期ですが、  令和4年11月1日から令和10年10月31日までの6年間となります。  なお、継続の利用権設定となります。  次に申請書に基づいて借人についてご説明します。  機械は、トラクター2台、トラック4台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。  農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。  事務局からは以上です。</p>
会長	地元委員より補足説明をお願いします。
2番委員	<p>先日〇〇〇〇〇と当該地の現地確認と〇〇〇〇〇さんにお話を伺いに行きました。  現地は、約2反の農地で、サツマイモを収穫しておりました。  所有している農作業機械は、トラクター、トラック、マルチシーダー、耕耘機等でした。  また労働力は、夫婦と嘱託の年間契約で雇っている方が3名、パートが4名いるとのことでした。  農地は、三芳町含め3市1町で4町5反借りていて、所有している農地はほとんどないとのことでした。  契約期間の方は今回延長したとのことでした。  以上です。</p>
会長	<p>何か意見ございませんか。  異議なしの声がでましたので、決定とします。</p>

事務局

議案第81号番号1から番号4については借人が同一のため、事務局より一括で説明をお願いします。

はい、事務局より説明いたします。

4ページをご覧ください。

議案第81号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっております。また、本案件については、昨年度〇〇〇〇の農業委員及び農地利用最適化推進委員で申請番号4の農家を利用意向調査で訪問し、受け手の掘り起こし活動を行った結果貸借に結び付いたものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の5筆となります。

所在につきましては、7ページから15ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から3,585㎡、1,953㎡、3,884㎡、2,782㎡、990㎡で、計13,194㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間となります。

5ページをご覧ください。

番号2-1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、7ページと16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は1,035㎡で、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間となります。

5ページをご覧ください。  
番号2-2につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、7ページと17ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は1,018㎡で、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間となります。

6ページをご覧ください。  
番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。  
所在につきましては、7ページと18から19ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は上から1,046㎡、2,382㎡で、計3,428㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間となります。

6ページをご覧ください。  
番号4につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、7ページと20ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は1,335㎡で、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間となります。  
以上です。

会長	地元委員より補足説明をお願いします。
8番委員	先日、〇〇〇〇と〇〇〇〇で現地を視察したところ、しっかり耕耘されていて、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。
会長	何か意見ございませんか。
4番委員	地図を見て、道路があるように見えるが、農地へのアクセスはどうなっているのですか。
8番委員	〇〇〇〇や〇〇〇〇の方からは進入できませんが、〇〇〇〇、〇〇〇〇の方から進入できます。
4番委員	〇〇〇〇から進入するということですか。
8番委員	そうです。
会長	他に何か意見ございませんか。 異議なしの声がでましたので、決定とします。
	議案第82号番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 21ページをご覧ください。 議案第82号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。 番号1につきましては、 権利が所有権の移転となっております。 所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。 所在につきましては、22ページ、23ページの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。 面積が806㎡となっております。 譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇 譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、駐車場となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、〇〇〇〇をはじめとする高速道路網の発達により、本社と〇〇〇〇の連携が容易になり、〇〇〇〇の配送エリアをカバーすることが可能となったため〇〇〇〇を本社へ統合することとなりました。本社への統合により、大型車両運転手をはじめ、従業員の通勤車両8台および大型車両5台の駐車場が不足しているため、土地を探したところ、当該地以外に適地がなく、当該地の地権者から同意を得られたため申請したとのことでした。

詳しい土地利用計画図につきましては、24ページをご覧ください。

続きまして、25ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきまして、農地区分は第1種農地となります。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、既存の施設の拡張に該当しますので、許可相当であると判断しました。

具体的には、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られておりますが、この条件は満たしていることを確認しております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 先日〇〇〇〇の3人で現地を確認してきました。  
現在のところ、除草剤を撒いて畑の管理をしております。  
〇〇〇〇の営業所をなくして〇〇〇〇の方に移すということで、従業員及び大型車の駐車スペースがないということで、拡張したいとのことでした。  
審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

4番委員 一般基準のエについてももう少し具体的に説明をお願いします。

事務局	<p>こちらの工に関して、一番多いのが、都市計画法の開発許可になります。建物を建てる場合、開発許可が必要な場合がありますが、そういった開発許可が必要な場合に該当ありになります。該当なしというのは、駐車場とかで都市計画法の開発許可がいらない場合は、該当なしということになります。</p>
4番委員	<p>都市計画法とのバランスということですか。</p>
事務局	<p>農地法と都市計画法で同時許可を行うことになりますので、調整を図っております。</p>
4番委員	<p>この点に関しては、建築物を建造する場合においては、都市計画法の開発許可が非常に重要になるということですか。</p>
事務局	<p>その通りです。調整した上で同時に許可を行うように事務局で対応しています。</p>
会長	<p>他に意見ございませんか。 異議なしの声がありましたので、許可相当とします。</p>
事務局	<p>議案第83号番号1について、事務局より説明をお願いします。 事務局より説明いたします。 26ページをご覧ください。 議案第83号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。 番号1につきましては、 所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、 同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇 〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じ く〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇 の計19筆となっております。 所在につきましては、28ページから42ページの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。 面積は上から530㎡、1,608㎡、553㎡、1,753㎡、1,458㎡、 2,302㎡、1,762㎡、2,147㎡、1,269㎡、1,166㎡、2,197㎡、 1,647㎡、1,492㎡、1,923㎡、2,205㎡、1,048㎡、650㎡、 724㎡、2,266㎡の計28,700㎡となっております。</p>



被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和4年3月10日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員

先日〇〇〇〇さんのお宅に訪問して、お話を伺ってきました。

就農して以来45年間一生懸命農業を今までしてきた方でございます。

農業に関する機械は、トラクター3台、管理機、他に農作業に必要な細かな機械もきれいに揃っておりました。作付けについては、お邪魔したときは、ほうれん草の出荷の仕事をしていました。人参、里芋、水菜などを季節に応じて野菜の種類を変えて出荷しているということです。

労働力は、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の3人を中心に他に3名雇用しているということで出荷量も相当な農家と考えます。農地に関しては几帳面な方で今、里芋、人参、ほうれん草が作付けされていて、それ以外空いている農地はきれいに耕耘されていて問題ないと思います。よって納税猶予に関する適格者に相当する者と私は考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。

事務局

議案第83号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局より説明いたします。

43ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。

所在につきましては、44ページから48ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から1,155㎡、2,129㎡、2,123㎡、2,812㎡、

の計8,219㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和4年7月13日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員

先ほど地元委員の2人で〇〇〇〇さん宅を訪問しまして、お話を伺ってきました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇や〇〇〇〇をされておられて、地域の活動や行政に対してもかなり協力的な方でございます。

農業に関しても、根菜類を中心に一生懸命従事しておりますし、畑の方もきれいに管理されておりますので、何の問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、適格者とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第71号についてご報告いたします。

49ページをご覧ください。

事務局よりご報告いたします。

報告第71号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、50ページから51ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。  
面積が上から28㎡、1,112㎡の計1,140㎡となっております。  
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、  
あっせんの希望はなしで受理済みです。

報告第72号番号1は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

52ページから55ページの別紙1をご覧ください。

総筆数 91筆、総面積 155,597.94㎡となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借になっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

No.39以外の始期と終期は令和3年1月1日から令和12年9月30日までの9年9か月となります。

一方、No.39の始期と終期は令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年となります。

つづきまして、56ページの別紙2をご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による使用貸借権の設定です。

まず、〇〇〇〇については

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間となります。

なお、こちらの利用状況報告書につきましては届出受理済みでございます。

66ページをご覧ください。

報告第73号番号1は、農家台帳登録申請受理の件となっております。

この申請は、元々現況が畑以外であったが、その土地を畑にした際に搭載申請を

いただき、農地台帳に登録するものであります。  
今回は、当該地については、元々墓地があったものの、墓地を取り壊し畑に戻したとの連絡があり、地権者に搭載申請の話をして、提出頂いた次第であります。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇の計1筆で、  
面積は17㎡となっております。  
所在等につきましては、67ページから68ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
令和4年6月17日に墓地から畑へ地目変更  
令和4年11月7日に農家台帳登載申請受理済み  
以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和4年12月20日

議長 鈴木 浩

署名委員 松本 薫

署名委員 抜井 俊